

高松市発注工事の受注者各位

高松市契約監理課

平成25年度公共工事設計労務単価の改定に伴う技能労働者への適切な賃金水準の確保について

平成25年度公共工事設計労務単価（新労務単価）につきましては、技能労働者の減少等に伴う労働需給の逼迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額が適切に反映されたものであり、平成24年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）に比して大幅に上昇しております。

これに伴い、本市におきましては、平成25年4月1日以降の積算について新労務単価を可能な限り迅速に適用するとともに、平成25年4月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算した契約について、「平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」（平成25年5月24日契約監理課ホームページ掲載）により、受注者の請求によって新労務単価に基づく請負代金額に変更できるよう特例措置を講じたところであります。

受注者各位におかれましては、上記の趣旨を踏まえ、法定福利費相当分を含んだ適切な価格での契約および技能労働者への適切な水準の賃金の支払等につきまして、御理解と適切な対応を図られますよう、お願い申し上げます。

また、あわせて、特例措置に基づき請負代金額が変更された場合には、元請企業と下請企業との間で既に締結している請負契約金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応されるよう、お願い申し上げます。